

大口町多面的機能支払交付金交付要綱

(通則)

第1条 大口町多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「国要領」という。）に基づいて、活動組織等が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5の1に定める活動組織又は広域活動組織をいう。

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付の対象及び交付額は別表第1に掲げるとおりとし、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動について支援の対象とする。

(交付金に係る会計経理)

第4条 交付を受けた活動組織等は、別表第2の交付金欄に掲げる1の経費と2の経費を区分しなければならない。

(申請手続き)

第5条 交付金の交付を申請しようとする活動組織等は、「多面的機能支払交付金交付申請書」（様式第1）を町長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合

には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請について、規則第6条の規定に基づき審査し交付金を交付することを決定したときは、「多面的機能支払交付金交付決定通知書」(様式第2)により活動組織等に通知をするものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があるときは、交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付を決定することができる。

(交付金額の変更)

第7条 活動組織等は、事業計画の変更等により交付金の額を追加又は減額する必要があるときは、第5条の規定に準じて追加又は減額交付申請書(様式第1)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請について審査し、交付金を追加又は減額することを決定したときは、前条の規定に準じて追加又は減額の交付決定をするものとする。

(前金払の請求)

第8条 交付金の交付に当たっては、前金払とすることができる。

2 活動組織等は、第6条及び前条による交付決定の通知を基に交付金の前金払を受けようとするときは、様式第3により町長に請求しなければならない。

(実績報告)

第9条 活動組織等は、国要綱別紙1の第6の7及び別紙2の第6の7に規定される実施状況の報告を、3月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の実施状況の報告は、規則第10条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

3 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした活動組織等は、第1項の実施状況の報告を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない

い。

- 4 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした活動組織等は第1項の実施状況の報告を提出した後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した活動組織等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第4）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（活動の廃止）

- 第10条 活動組織等は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合には、「多面的機能支払交付金の活動廃止について」（様式第5）により町長に申請しなければならない。

（交付金の返還）

- 第11条 町長は、国要綱に定める返還が生じた場合、又は前条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに国要綱・要領に基づき返還させるものとし、様式第6-1により通知するものとする。

- 2 町長から前項の通知を受けた活動組織等は、速やかに交付金の返還方法に係る「多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書」（様式第6-2）を提出するものとする。

- 3 町長は、前項に対して適当と認める場合は、交付金の返還方法に係る承諾書（様式第6-3）を活動組織等に通知する。

- 4 前項の承諾を受けた活動組織等は、町長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

（交付金の精算）

- 第12条 町長は、国要領の第1の12（1）、又は第2の13（1）に定める精算に係る返還が生じた時は、様式第7-1により通知するものとする。

- 2 町長から前項の通知を受けた活動組織等は、様式第7-2を町長に提出し、町長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

- 3 当該事業の活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受

け、活動を継続する活動組織等については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができるものとする。ただし、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金と資源向上活動（長寿命化）に係る交付金は区分して経理に含めなければならない。

（交付決定前の活動）

第14条 活動組織等は、交付金の交付決定前に農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合にあっては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第39号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日 大口町告示第68号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

交付の対象	地目	10アール当たりの交付単価
農地維持活動	田	3,000円
	畑	2,000円
	草地	250円
資源向上活動（共同） （※1）（※2）	田	2,400円（1,800円）
	畑	1,440円（1,080円）
	草地	240円（180円）
資源向上活動（長寿命化）	田	4,400円
	畑	2,000円
	草地	400円

（※1） 農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた（ ）内の単価とする。

（※2） 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、交付単価に5/6を乗じた額とする。

別表第2（第4条関係）

交付金	交付金の対象
1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）	国要綱の別紙1の第4の農地維持支活動、別紙2の第4の1の資源向上活動（共同）、同3の地域資源保全プランの策定及び同4の組織の広域化・体制強化に係る経費。
2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	国要綱の別紙2の第4の2の資源向上活動（長寿命化）に係る経費。

様式第 1 (第 5 条関係)

第 号	
申請年月日	年 月 日
年度	第 回

年度多面的機能支払交付金 (追加 (又は減額)) 交付申請書

大口町長 様

(組織の名称)

代表者名

多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、大口町多面的機能支払交付金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

(1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く)

交 付 申 請 額	項 目		金 額
	交付対象額	①	(円) 円
	うち前年度の返還相殺額	②	円
	うち既交付決定額	③	円
	今回申請額	④ = ① - ② - ③	円

(2) 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)

交 付 申 請 額	項 目		金 額
	交付対象額	①	(円) 円
	うち前年度の返還相殺額	②	円
	うち既交付決定額	③	円
	今回申請額	④ = ① - ② - ③	円

※1) 交付金額の追加又は減額の申請をするときも、本様式を用いる。

その際は、「交付対象額 (①)」の金額欄の上段に、() 書きで変更前の金額を記入する。

※2) 交付金の振込口座については、毎年度、第1回目の申請時に別添様式により提出することとする。(交付金の追加又は減額申請時には提出不要)

様式第 1 - 1 (第 5 条関係)

大口町長 様

(組織の名称)

代表者名

多面的機能支払交付金の交付については、下記の振込口座にお振り込みください。

(1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く)

交 付 金 振 込 口 座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》													
	金融機関名										支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金													
	預金種別 (該当のものにレ印をつけてください)						口座番号 (7桁に満たない場合は、右づめで記入)							
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知													
	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》													
	記号 (6桁目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)							
					※									
口 座 名 義	フリガナ													
	口座名義													
	住所 (〒 -)													

(2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

交付金振込口座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》														
	金融機関名										支店名				
						農業協同組合 銀行 信用金庫									
						信用組合 労働金庫 信連 農林中金									
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）							口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）							
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知														
	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》														
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）								
						※									
	口座名義	フリガナ													
口座名義															
住所 (〒 -)															

様式第 2 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

(組織の名称)

代表者名 様

大口町長 印

年度多面的機能支払交付金の(変更)交付決定
について(通知)

年 月 日付けで申請のあった 年度多面的機能支払交付金に
ついては、町費補助金等の予算執行に関する規則第 6 条の規定によって、下
記のとおり決定します。

記

1. 交付金額

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 金 円
(施設の長寿命化のための活動を除く)
- ・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) 金 円

2. 交付の条件

- (1) 交付金の受給対象者は、この交付金に関する関係法令、多面的機能支
払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号)、多面
的機能支払交付金実施要領(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255
号)並びに大口町多面的機能支払交付金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 交付金の受給対象者は、交付金の交付決定前に農地維持活動(及び資
源向上活動)に取り組む場合にあっては、対象活動期間中における交付決
定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等
について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。
(※その他、市町村の規則等により必要があれば交付の条件を付するものとする。)

様式第3（第8条関係）

年度多面的機能支払交付金前払請求書

年 月 日

大口町長

様

（組織の名称）

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について、下記のとおり前金払によって交付されたく請求します。

記

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金 金 円
（施設の長寿命化のための活動を除く）
- ・資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）金 円

様式第4（第9条関係）

年度 仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

大口町長

様

（組織の名称）

代表者名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、大口町多面的機能支払交付金交付要綱第9条第4項により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 1. 町費補助金等の予算執行に関する規則第10条の交付金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2. 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4. 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）（1） 事業を実施した翌年度の7月15日までに報告すること。

（2） 該当がない場合は該当なしの旨を報告すること。

（3） その他参考となる資料を添付すること。

様式第5（第10条関係）

年 月 日

多面的機能支払交付金の活動廃止について

大口町長 様

（組織の名称）

代表者名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画に基づく活動を廃止したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 対象となる事業計画

別添のとおり

2. 活動を廃止する日

年 月 日

3. 活動を廃止する理由

4. 活動の廃止に伴う措置

大口町多面的機能支払交付金交付要綱第11条の規定に基づき、交付金を返還します。

5. その他参考となる書類（添付書類）

・総会における活動廃止の議決資料（写）

※その他、活動廃止理由の参考となる資料があれば添付

様式第6-1 (第11条関係)

第 号
年 月 日

(組織の名称)

代表者名 様

大口町長 印

多面的機能支払交付金の返還について (通知)

多面的機能支払交付金の支払済み交付金について返還事項が確認されましたので、大口町多面的機能支払交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり返還してください。

記

1. 返還事項

2. 返還金額

対象交付金	返還額	返還の対象となる期間
農地維持支払	円	年度～年度の 年分
資源向上支払 (長寿命化を除く)	円	年度～年度の 年分
資源向上支払 (長寿命化)	円	年度～年度の 年分
計	円	

3. 返還期日 年 月 日

4. 交付金の返還方法に係る申出

「多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書」(様式第6-2)を速やかに提出してください。

5. 振込先

※振込み手数料については、交付金から充当できません。(活動組織の自己負担)

様式第6-2 (第11条関係)

多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書

年 月 日

大口町長 様

(組織の名称)

代表者名

年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の返還方法について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 交付金の返還方法

項 目	農地維持支払及び資源 向上支払 (長寿命化を除く)	資源向上支払 (長寿命化)
組織の資金から返還する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年度多面的機能支払交 付金の相殺により対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。

2. 返還期日 (返還期日の延期を申し出る場合に記載する。)

返還期日を、 年 月 日 に延期願います。

様式第6-3 (第11条関係)

多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書

第 号
年 月 日

(組織の名称)

代表者名 様

大口町長 印

年 月 日付けで届け出のあった多面的機能支払交付金の返還方法については、下記のとおり承諾します。

記

1. 交付金の返還方法

項目	農地維持支払及び資源向上支払 (長寿命化を除く)	資源向上支払 (長寿命化)
組織の資金から返還する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年度多面的機能支払交付金の相殺により対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。

2. 返還期日 (返還期日延期の申し出があった場合に記載する。)

返還期日を、 年 月 日に延期します。

様式第7-1 (第13条関係)

第 号
年 月 日

(組織の名称)

代表者名 様

大口町長 印

多面的機能支払交付金の清算について (通知)

年 月 日付けで提出のあった 年度多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を確認した結果、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる 年度末に交付金の残額がありますので、大口町多面的機能支払交付金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1. 清算金額

区 分	清算金額
農地維持支払及び資源向上支払 (長寿命化を除く)	円
資源向上支払 (長寿命化)	円

2. 返還期日 年 月 日

3. 振込先

※振込み手数料については、交付金から充当できません。(活動組織の自己負担)

4. 新たな事業計画に基づく交付金への繰入れについて翌年度に新たな事業計画の認定を受け活動を継続する場合は、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができます。

新たな事業計画に基づく交付金への繰入れを希望する場合は、その旨を届け出てください。

様式第7-2 (第13条関係)

年 月 日

多面的機能支払交付金の清算について

大口町長 様

(組織の名称)

代表者名

年 月 日付け 第 号で通知のあった多面的機能支払交付金の清算については、下記のとおりとします。

記

【清算方法等】

項 目	清算金額	清 算 方 法	
		返 還	新たな事業計画へ繰入れ
農地維持支払及び資源向上支払 (長寿命化を除く)	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資源向上支払 (長寿命化)	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつける。

様式第 8 (第 9 条関係)

年度多面的機能支払交付金実績報告書

年 月 日

大口町長 様

(組織の名称)

代表者名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、大口町多面的機能支払交付金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を報告します。

記

1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払 円
交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く)
2. 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動) 円

注 1 : 添付書類として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 1 の第 10 別紙 2 の第 10 又は別紙 3 の第 4 により地方農政局長等に提出する事業実績報告書を添付するものとする。

注 2 : このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、交付金申請書又は変更承認申請書に添付したもののから変更があったものについては、必要書類を添付すること。